

令和7年度地方財政措置 (水道等の防災対策の推進) について

令和7年2月

総務省自治財政局公営企業経営室・準公営企業室

○ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

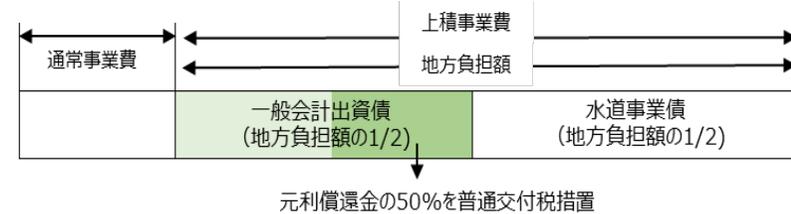
※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2(特別対策分)。それ以外の団体は1/4(一般対策分)。

【拡充内容】

- ①上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ②特別対策分の対象要件を、家庭料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※2(要件を緩和)
- ③一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

＜地方財政措置(特別対策分)＞



(耐震管の敷設工事)



(給水車)

2. 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、以下①②の事業を追加(令和10年度まで)し、「公営企業債(防災対策事業)」を創設

- ①病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ②水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備※3

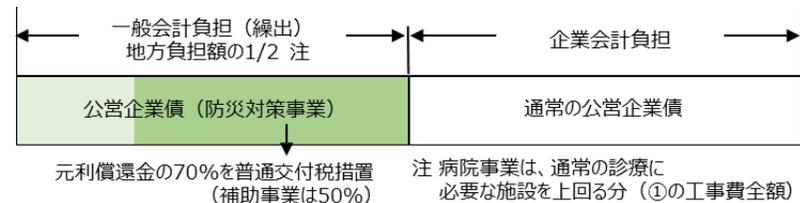
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあつては50%

＜地方財政措置＞



水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充について

令和7年度

(H21創設、H26・R1・R6延長・**R7拡充**) <補助及び単独が対象>

- 水道管路耐震化事業については、令和6年度に上積事業費の算出方法を見直し、令和10年度までを期限として延長。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業の防災対策を強化するため、上積事業費の算出方法、特別対策分の対象要件及び対象事業者を見直すこととする(事業期間は引き続き令和10年度まで)。

【対象事業者】

前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・**用水供給事業者**
(令和8年度以降は、前年度末時点で経営戦略を「改定」している事業に限る)

【対象経費】

対象事業者が実施する水道管路の耐震化[※]に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業)の対象となる管種(鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管(塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。))に限る。

【地方財政措置】

- ・ 基準管路耐震化事業費(**令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費又は有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た事業費のいずれか低い方**)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。
なお、**用水供給事業者**については、**令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費を基準管路耐震化事業費とする**。

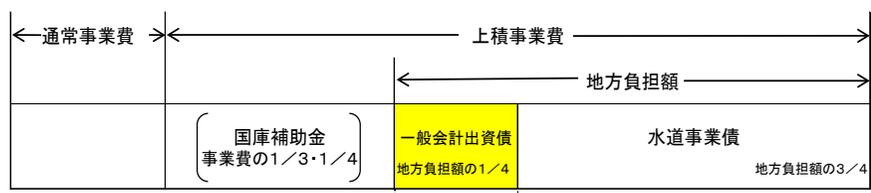
<特別対策分の対象要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

※ 令和7年度に限り、見直し前の算出方法により算出した上積事業費を用いることも可能とするとともに、見直し前の対象要件に該当する団体についても特別対策分の対象とする。

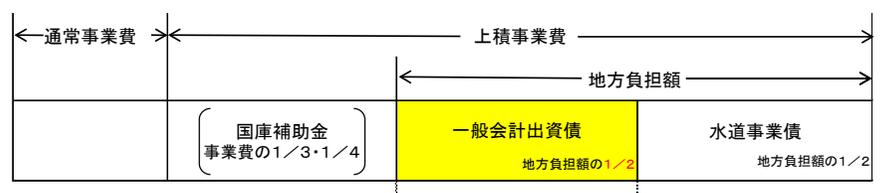
- ・ 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

【一般対策分】(補助対象の場合)



一般会計出資債の元利償還金について1/2を普通交付税措置

【特別対策分】(補助対象の場合)

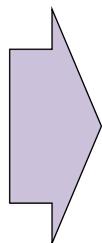


一般会計出資債の元利償還金について1/2を普通交付税措置

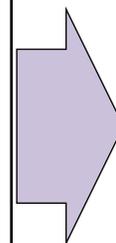
水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の見直しについて

令和7年度

R 6	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路更新率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2～4年度の全国の平均管路更新率(0.67%) ・令和2～4年度の当該団体の平均管路更新率 <p>のいずれか低い方[*]を基準とする</p> <p>[*]前々年度における供給単価が全国平均未満の団体は、当該団体の平均管路更新率を基準管路更新率とする</p>
特別対策分の対象要件	<p>次の要件(1)又は(2)を満たす団体</p> <p>(1)前々年度における供給単価が全国平均以上であり、有収水量1㎡当たり資本費が全国平均の2倍以上</p> <p>(2)前々年度における供給単価が全国平均以上であり、有収水量1㎡当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1㎡当たり管路延長が全国平均の2倍以上</p>



R 7	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有収水量1㎡当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額 ・令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額 <p>のいずれか低い方を基準とする</p> <p><u>※令和7年度に限り、令和6年度の算出方法により算出することも可</u></p>
特別対策分の対象要件	<p>前々年度における家庭用料金(13mm・20㎡)が全国平均以上であり、有収水量1㎡当たり資本費が全国平均以上の団体</p> <p><u>※令和7年度に限り、令和6年度の対象要件を満たす団体も対象</u></p>



R 8 ~ R 10	
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を改定している末端給水事業者・用水供給事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有収水量1㎡当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額 ・令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額 <p>のいずれか低い方を基準とする</p>
特別対策分の対象要件	<p>前々年度における家庭用料金(13mm・20㎡)が全国平均以上であり、有収水量1㎡当たり資本費が全国平均以上の団体</p>

上積事業費の算出式（見直し後）

令和7年度

【算出式】 上積事業費 = 当年度管路耐震化事業費 - 基準管路耐震化事業費

※マイナスの場合は「0」とする

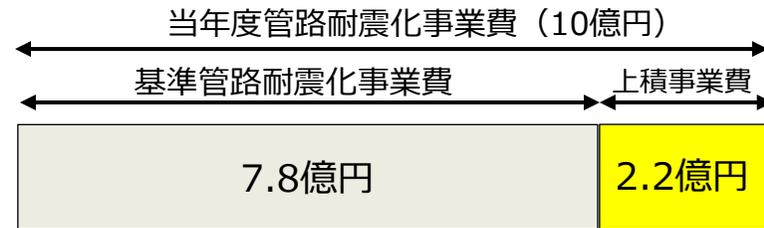
【上積事業費算出例（当年度管路耐震化事業費10億円の場合）】

● 基準管路耐震化事業費の決定

- ① 当該事業の令和2～4年度の平均管路耐震化事業費 = 8億円
- ② 1m³あたり標準事業費（52円）×当該事業の令和2～4年度の有収水量（15,000千m³） = 7.8億円

①又は②いずれか低い方を「基準管路耐震化事業費」とする
→ 7.8億円

＜左記算出例のイメージ図＞



● 上積事業費

⇒ 当年度管路耐震化事業費 - 基準管路耐震化事業費

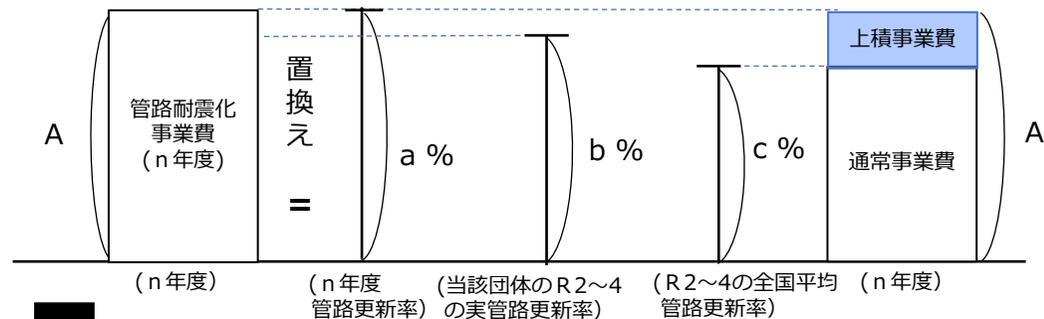
⇒ 10億円 - 7.8億円 = 2.2億円

【参考：現行制度と見直し後の算定方法のイメージ】 ※ ■・■ が地財措置対象

＜現行制度＞

- 上積事業費の算出の基礎として管路更新率※を採用。
- 当該事業の過去の更新率（b%）と全国平均（c%）のいずれか低い方を基準とする。（供給単価が全国平均未満の事業はb）
- 上積事業費 = $A \times \{a - (b \text{ と } c \text{ のいずれか低い方})\} / a$

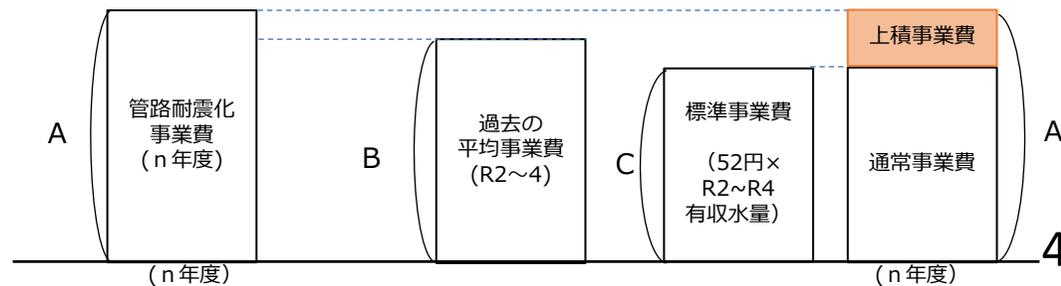
※管路更新率：全水道管路のうち当該年度に更新した管路延長の割合



＜見直し後＞

- 上積事業費の算出の基礎として管路耐震化事業費を採用。
- 当該事業の過去の平均事業費（B）と標準事業費（C）のいずれか低い方を基準とする。（用水供給事業者はBを基準とする）
- 上積事業費 = $A - (B \text{ と } C \text{ のいずれか低い方})$

※令和7年度に限り、管路更新率に基づく算出方法による上積事業費と比較し、より額の大きい方を上積事業費とすることも可。



- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備を対象事業に追加し、公営企業債（防災対策事業）を創設

1. 対象事業

(1) 病院事業

対象医療機関※1が災害時における救急医療の提供のために必要な施設整備として行う事業のうち、通常の診療に必要な施設を上回る下記の施設の整備（建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。）

- ア 耐震化を必要とする医療機関として必要となる既存建物に対する補強工事（給排水管の耐震性能の確保工事を含む。）
- イ 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置（これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。）
- ウ 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

※1 対象医療機関

- ・ 災害拠点病院 ・ 災害拠点精神科病院
- ・ 地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業5箇年計画」に定められた耐震化を必要とする医療施設
- ・ 土砂災害危険箇所内に所在する医療施設 ・ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等

(2) 水道事業

応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備※2

※2 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く



給水車

2. 事業期間

給排水管の耐震性能の確保工事及び応急給水のための設備の整備は、令和10年度まで

3. 地方財政措置

病院事業については通常の診療に必要な施設を上回る分、水道事業については地方負担額の1/2に、「公営企業債（防災対策事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計繰出の対象とし、その元利償還金の70%※3を普通交付税措置（残余については、通常の公営企業債を充当） ※3 国庫補助事業にあっては50%

